上げ、第二十五号を削り、第二十六号を第十二号とし、第二十七号を削り、第二十八号中「再生可能エネルギーの生産・利用のためのプロジェクト」を「再生可能エネルギー等の利活用技術の開発」に改め、同号を第十三号とし、第二十九号を第十四号とし、第三十号を削り、同表の4に次の十三号を加える。

十五　海外植物遺伝資源の収集・提供強化
十六　収益力向上のための研究開発
十七　生産システム革新のための研究開発
十八　営農再開のための放射性物質対策技術の開発
十九　広域・大規模生産に対応する業務・加工用作物品種の開発
二十　温暖化適応・異常気象対応のための研究開発
二十一　森林資源を最適利用するための技術開発
二十二　持続可能な養殖・漁業生産技術の開発
二十三　養殖ブリ類の輸出促進のための低コスト・安定生産技術の開発
二十四　国産農産物の多様な品質の非破壊評価技術の開発
二十五　国際連携による気候変動対応プロジェクト
二十六　農林水産業の革新的技術緊急展開事業
二十七　農林水産業におけるロボット技術研究開発事業

別表第四の4を同表の5とする。

別表第四の3第十三号中「中核病院」を「品質確保体制」に改め、同表の3に次の一号を加える。

十六　医療研究開発推進事業費補助金

別表第四の3を同表の4とし、同表の2を同表の3とし、同表の1を同表の2とする。

別表第四の2の前に次のように加える。

1　内閣府関係
一　戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）
二　革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）

○法務省告示第五百四十八号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年法務省告示第百二十七号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月六日

法務大臣　岩城　光英

別表第三の5中第二号を削り、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号及び第十号を削り、第十一号を第七号とし、第十二号を削り、第十三号を第八号とし、第十四号を削り、第十五号中「代替材料」を「代替省エネ材料」に改め、同号を第九号とし、第十六号を第十号とし、第十七号を第十一号とし、第十八号を削り、第十九号を第十二号とし、第二十号を第十三号とし、第二十一号を削り、第二十二号を次のように改め、同号を第十四号とする。

二十二　次世代送電システムの安全性・信頼性に係る実証事業

別表第三の5中第二十三号から第二十六号までを八号ずつ繰り上げ、第二十七号を削り、第二十八号を第十九号とし、第二十九号を第二十号とし、第三十号を削り、第三十一号を第二十一号とし、第三十二号を削り、第三十三号を第二十二号とし、第三十四号を削り、第三十五号を第二十三号とし、第三十六号を第二十四号とし、第三十七号を削り、第三十八号を第二十五号とし、第三十九号を第二十六号とし、第四十号を削り、第四十一号から第五十五号までを十四号ずつ繰り上げ、第五十六号を削り、第五十七号を第四十二号とし、第五十八号を第四十三号とし、第五十九号及び第六十号を削り、第六十一号から第八十三号までを十七号ずつ繰り上げ、第八十四号を削り、第八十五号を第六十七号とし、第八十六号を削り、第八十七号から第八十九号までを十九号ずつ繰り上げ、第九十号中「情報セキュリティ対策推進」を「サイバーセキュリティ経済基盤構築」に改め、同号を第七十一号とし、第九十一号から第九十四号までを十九号ずつ繰り上げ、第九十五号を削り、第九十六号から第九十八号までを二十号ずつ繰り上げ、第九十九号を削り、第百号を第七十九号とし、第百二号を削り、第百三号から第百十五号までを二十二号ずつ繰り上げ、第百十六号を削り、第百十七号から第百二十三号までを二十三号ずつ繰り上げ、第百二十四号を削り、第百二十五号を第百一号とし、第百二十六号中「地域力活用市場獲得等支援」を「小規模事業者支援パッケージ」に改め、同号を第百二号とし、第百二十七号を次のように改め、同号を第百三号とする。

百二十七　管理型処分技術調査等委託費

別表第三の5中第百二十八号を第百四号とし、第百二十九号を削り、第百三十号を第百五号とし、第百三十一号を削り、第百三十二号から第百四十号までを二十六号ずつ繰り上げ、第百四十一号を削り、第百四十二号を第百十五号とし、第百四十三号を第百十六号とし、第百四十四号を削り、第百四十五号から第百五十六号までを二十八号ずつ繰り上げ、同表の5に次の十四号を加える。

百二十九　革新的エネルギー技術国際共同研究開発事業
百三十　新興国市場開拓等支援事業費補助金（テストマーケティング等支援事業）
百三十一　新分野進出支援事業
百三十二　商業・サービス競争力強化連携支援事業
百三十三　課題解決型福祉用具実用化開発支援事業
百三十四　未利用熱エネルギー革新的活用技術研究開発
百三十五　戦略産業支援のための基盤整備事業（戦略分野コーディネータ事業）
百三十六　ふるさと名物応援事業補助金（消費者志向型地域産業資源活用新商品開発等支援事業）
百三十七　ふるさと名物応援事業補助金（ＰＡＮブランド育成支援事業）
百三十八　ふるさと名物応援事業補助金（ＰＡＮブランドプロデュース支援事業）
百三十九　ふるさと名物応援事業補助金（地域資源海外販路開拓支援事業（ふるさと名物発掘・連携促進事業））
百四十　ふるさと名物応援事業補助金（ふるさと名物発信等事業補助金）
百四十一　ふるさと名物応援事業補助金（ふるさと名物発信等事業（海外情報発信事業））
百四十二　株式会社海外需要開拓支援機構による投資案件

別表第三の5を同表の6とする。

別表第三の4中第一号から第六号までを削り、第七号を第一号とし、第八号を削り、第九号を第二号とし、第十号から第十二号までを削り、第十三号中「独立行政法人」を「国立研究開発法人」に改め、同号を第三号とし、第十四号中「独立行政法人」を「国立研究開発法人」に改め、同号を第四号とし、第十五号中「独立行政法人」を「国立研究開発法人」に改め、同号を第五号とし、第十六号中「独立行政法人」を「国立研究開発法人」に改め、同号を第六号とし、第十七号及び第十八号を削り、第十九号中「農地・森林等」を「農地等」に改め、同号を第七号とし、第二十号を削り、第二十一号から第二十四号までを十三号ずつ繰り上げ、第二十五号を削り、第二十六号を第十二号とし、第二十七号を削り、第二十八号中「再生可能エネルギーの生産・利用のためのプロジェクト」を「再生可能エネルギー等の利活用技術の開発」に改め、同号を第十三号とし、第二十九号を第十四号とし、第三十号を削り、同表の4に次の十三号を加える。

十五　海外植物遺伝資源の収集・提供強化
十六　収益力向上のための研究開発
十七　生産システム革新のための研究開発
十八　営農再開のための放射性物質対策技術の開発
十九　広域・大規模生産に対応する業務・加工用作物品種の開発
二十　温暖化適応・異常気象対応のための研究開発
二十一　森林資源を最適利用するための技術開発
二十二　持続可能な養殖・漁業生産技術の開発
二十三　養殖ブリ類の輸出促進のための低コスト・安定生産技術の開発
二十四　国産農産物の多様な品質の非破壊評価技術の開発
二十五　国際連携による気候変動対応プロジェクト
二十六　農林水産業の革新的技術緊急展開事業
二十七　農林水産業におけるロボット技術研究開発事業

別表第三の4を同表の5とする。

別表第三の3第十三号中「中核病院」を「品質確保体制」に改め、同表の3に次の一号を加える。

十六　医療研究開発推進事業費補助金

別表第三の3を同表の4とし、同表の2を同表の3とし、同表の1を同表の2とする。

別表第三の2の前に次のように加える。

1　内閣府関係
一　戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）
二　革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）